

訪問看護ステーションとは

訪問看護ステーションは、老人保健法の改正または、健康保険法の改正によって制度化された訪問看護の拠点になっています。

訪問看護ステーションには、訪問看護を専門に行う保健師、看護師とリハビリを行う理学療法士があり、週3回を限度（訪問回数は疾患により変更できます）に、ご家庭で療養を続けられるように訪問看護サービスを提供しています。

介護保険を利用し要介護の認定を受けられた方は、介護支援専門員とご利用者とその家族の相談により作成された介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて看護サービスの提供が行われます。

対象者

- 病气やけがなどで、家庭において寝たきりになった方、今後寝たきりになる恐れのある方
- 痴呆症状があり、介護が必要な方
- その他、在宅の看護、介護でお困りの方で、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた方
- 介護認定者の方及び自立支援の方

営業 及び 営業時間

【営業日】 通常月曜日から土曜日まで

【営業時間】 午前0時00分から午後5時まで

【休業日】

週休日 / 日曜日

祝日

年末年始 / 12月29日の午後・30日・31日

1月元日・2日・3日・4日午後

8月15日午後

創立記念日 / 5月30日午後

24時間連絡体制のご案内

当訪問看護ステーションは24時間いつでも連絡体制を取っています。

TEL.092-923-1763



社会福祉法人 恩賜財団 済生会 福岡県済生会
訪問看護ステーション 芦田鶴
〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 923-1763 FAX (092) 928-1607
訪問看護ステーション 芦田鶴 大野城市支所
〒816-0962 福岡県大野城市つづじヶ丘3-1-31
TEL (092) 589-2632 FAX (092) 589-2631



■ 西鉄二日市駅より二日市線新行バス 約10分下車 徒歩3分
■ JR二日市駅より 徒歩 約5分
■ 西鉄バス筑紫野 徒歩 約10分

社会福祉法人 恩賜財団 済生会
済生会二日市医療福祉センター

筑紫野市

済生会二日市病院

〒818-3516 福岡県筑紫野市瀬町28-1
TEL (092) 923-1301 FAX (092) 924-0210

特別介護老人ホームむさし荘

〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 925-4711 FAX (092) 928-2600

特別介護老人ホームむさし荘 ショートステイ

〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 925-4711 FAX (092) 928-2600

訪問看護ステーションむさし

〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 925-4711 FAX (092) 928-2600

デイサービスセンター天祥

〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 925-4712 FAX (092) 928-1607

筑紫野市在宅介護支援センターむさし

〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 925-2775 FAX (092) 928-1607

居宅介護支援事業センターむさし

〒818-0058 福岡県筑紫野市瀬町2-9-2
TEL (092) 925-2775 FAX (092) 928-1607

大野城市

大野城市南デイサービスセンター南園

〒816-0962 福岡県大野城市つづじヶ丘3-1-31
TEL (092) 589-2631 FAX (092) 589-2631

大野城市南在宅介護支援センター

〒816-0962 福岡県大野城市つづじヶ丘3-1-31
TEL (092) 589-2632 FAX (092) 589-2631

大野城市居宅介護支援事業センター南園

〒816-0962 福岡県大野城市つづじヶ丘3-1-31
TEL (092) 589-2632 FAX (092) 589-2631



訪問看護ステーション

あし た づ
芦田鶴



二日市温泉(湯町)にあり

社会福祉法人

恩賜財団 済生会 福岡県済生会

訪問看護ステーションのしくみ

訪問看護は、かかりつけの医師の指示である「訪問看護指示書」を受けてはじめて、訪問看護ステーションから看護をするために訪問できるしくみになっています。

利用者の生活の場に出向いて、具体的に諸問題を把握します。個々の生活状況や介護者の介護の負担状況に応じた適切な看護、指導を行います。

サービス内容

どんな方でも、高齢になり、病気になることがあるでしょう。そのような時に「早く退院したい」とか「入院したくない」と願う一方、「家でやっているとどうだろうか」と心配している方に、訪問看護が支援いたします。

病状の観察

清拭・洗髪・入浴

体位変換

食事・排泄の介助

床ずれの処置

カテーテル等の管理

リハビリテーション

福祉制度利用の相談

看護に関する相談指導

その他、主治医の指示に基づくもの



在宅のお風呂を利用した入浴
在宅でのお風呂を利用して、個々に合わせた入浴の介助を行います。



定期的リハビリ
定期的に、理学療法士が訪問者の自宅に伺って、リハビリ指導を行います。



足浴
足が冷たい方には、このようにして足を丁寧に洗います。



在宅での薬療法
利用者の方によっては、症状によって薬療法を行いながら生活しておられる方もいらっしゃいます。 ※お手持いのお薬をお渡ししてあげる場合



IVH(中心静脈栄養)管理対応
点滴・食事等で栄養をとることができません。そこで、IVH(中心静脈栄養)を使用し、24時間管理も行っていきます。

快適な在宅での生活を
応援します。

介護保険・医療保険どちらでも利用できます

訪問看護を必要とする方の状況に応じて、介護保険または医療保険での対応ができます。

これは訪問看護ステーションだけがもつ特色です。介護保険の訪問看護サービスは、訪問看護が必要な要支援・要介護者に提供されます。

また、これらの要介護者であっても末期癌、厚生大臣が定める疾病※、急性増悪期は、介護保険サービスの対象を外れ医療保険から訪問看護を受けることになります。

介護認定が自立と認定を受けた人も医療保険対象です。

※厚生大臣が定める疾病

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 多発性硬化症 | 8. パーキンソン病 |
| 2. 重症筋力症 | 9. シャイトレガー症候群 |
| 3. スモン | 10. クロイツフェルト・ヤコブ病 |
| 4. 肝臓慢性閉塞性胆管炎 | 11. 後天性免疫不全症候群 |
| 5. 腎臓小管変性症 | 12. 頸髄損傷 |
| 6. ハンチントン舞踏症 | 13. 人工呼吸器を使用している状態 |
| 7. 進行性筋ジストロフィー症 | (鼻マスク式によるものも含む) |

介護保険で訪問日数の制限がなくなります

医療保険での訪問は、週3回までと制限がありますが、介護保険では居宅サービス計画に基づいて必要に応じて訪問できます。(ただし医療でも疾患により毎日の対応は出来ますのでご相談ください)

24時間、緊急対応します

当ステーションでは、緊急時の訪問看護の体制があり状態の変化や病状の観察、緊急処置、かかりつけ医との連携など24時間迅速に対応します。利用者の同意を得て、居宅サービス計画に組み込まれると、利用者や家族にとって在宅療養の大きな安心となります。



訪問カーンを雨にかけて、イザ出発!!
訪問車は、私たちが毎日の大切な足がわりとなっていて大活躍しています。